

2025年5月15日

各位

会社名 三菱化工機株式会社
 代表者名 取締役社長 田中 利一
 (コード番号: 6331、東証プライム)
 問合せ先 総務人事部長 宮本 智成
 (TEL. 044-333-5354)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月27日開催予定の第101回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 業務執行体制の見直しに伴い、会社が定める役付取締役を「取締役会長」のみに変更するものとし、現行定款第21条第3項を変更するものであります。
- (2) 最適な経営体制の機動的な構築を目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のみならず、執行役員の中から社長執行役員を選定することを可能とするものとし、定款第27条を新設するものであります。
- (3) また、上記変更に伴い、代表取締役の選定に関する現行定款第21条第1項の規定、並びに株主総会及び取締役会の招集や議長に関する現行定款第14条及び第22条第2項の規定について所要の変更を行うものであります。
- (4) 加えて、執行役員の地位及び職責を明確にするため、執行役員に関する規定として、定款第26条を新設するものであります。
- (5) 定款第26条及び第27条の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 (招集者及び議長) 第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議により<u>取締役社長</u>がこれを招集する。 <u>株主総会の議長は取締役社長がこれに任ずる。</u> <u>取締役社長に差支えがあるときはあらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。</u>	第3章 株主総会 (招集者及び議長) 第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議により<u>取締役会長又は社長執行役員</u>がこれを招集し、その議長となる。 (削除) <u>取締役会長又は社長執行役員に差支えがあるときはあらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。</u>

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 (第2項 条文省略) 取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。 (取締役会の招集) 第22条 (第1項 条文省略) 取締役会長に差支えがあるとき又は欠員のときは、<u>取締役社長又はあらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u> (第3項 条文省略) (新設) (新設) 第26条 ～ (条文省略) 第33条	第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び取締役会長) 第21条 取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を<u>若干名</u>選定する。 (第2項 現行どおり) 取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長<u>1名</u>を定めることができる。 (取締役会の招集) 第22条 (第1項 現行どおり) 取締役会長に差支えがあるとき又は欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。 (第3項 現行どおり) (執行役員) 第26条 <u>本会社は執行役員を定め、本会社の業務を分担して執行させることができる。</u> (社長執行役員) 第27条 <u>取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)又は執行役員の中から社長執行役員1名を定める。</u> 第28条 ～ (現行どおり) 第35条

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年6月27日(予定)

定款変更の効力発生日 2025年6月27日(予定)

以 上